

まちだ市民大学HATSプログラム委員選任要領

生涯学習部生涯学習センター

第1 趣旨

町田市まちだ市民大学HATS事業実施要領（2012年4月1日施行。以下「要領という」）第4の規定により、まちだ市民大学HATSプログラム委員（以下「委員」という）の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の任務

委員は次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員は、委員と職員からなる会議（以下、「プログラム会議」という。）に出席し、町田市生涯学習センター条例施行規則第2条第1項第2号に規定するプログラム（以下「プログラム」という。）の開発に関し、必要な助言、または提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項を行う。

第3 委員の選任

要領第4の2に規定する「知見を有する者」は、次の各号の者とし、教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験を有する者（研究者、及び、市内で活動する有識者）
- (2) まちだ市民大学HATS講座修了者でその分野について専門性を有すると認める者（以下「修了者」という。）
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認める者

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱された日からプログラム実施年度の11月末日までとする。
- 2 学識経験を有する者は、原則4回を限度に更新することができる。修了者は、原則2回を限度に更新することができる。修了者は、原則過去に経験した者は再任されない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときには、前項に規定する更新回数を超えて選任することができる。

第5 委員の人数

委員は、プログラムごとに5人以内とする。修了者は2人以内とする。

第6 謝礼

委員の謝礼は、プログラム会議への出席1回につき、3,500円とする。

第7 プログラム会議

- 1 プログラム会議は、原則としてプログラムごとに設置し、1プログラムあたり10回以内とする。
- 2 プログラム会議には、座長を置き、委員の互選により定める。座長は、プログラム会議を代表し、会務を総理する。

第8 庶務

委員の庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習センターにおいて処理する。

附 則

この要領は、2012 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、2017 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2021 年 11 月 1 日から施行する。